

## 平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」）が平成20年4月から施行され、町は4つの指標からなる健全化判断比率と公営企業ごとの資金不足比率を算定、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、町民のみなさまに公表することが義務付けられました。

健全化法では、健全化判断比率のうち1指標でも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画等を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を策定し、町財政の早期健全化及び財政の再生、公営企業の経営の健全化に向けて取り組まなければなりません。

健全化判断比率等の財政指標の公表は平成19年度決算からで、財政健全化計画等策定の義務付けは平成20年度決算からの適用となります。

那賀町の平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は下記のとおりとなり、いずれの指標も基準を下回っておりますが、実質公債費比率については、21.3%（早期健全化基準25.0%）と高い比率となっております。現在までの町道改良、し尿・ごみ処理場等の生活基盤整備や、林業振興のための林道開設等の財源として借入れられた地方債の元金・利子の償還が、平成17年度から19年度にかけてピークとなっていたことが要因です。平成20年度以降、改善の見通しとなっておりますが、高利率債の繰上償還、新たな地方債の借入れと償還とのバランスをとりながら地方債残高を減少させ、早期に実質公債比率が18%以下となるよう努めます。

### 1. 健全化判断比率

指 標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
那 賀 町	— %	— %	21.3 %	80.2 %
早期健全化基準 (早期健全化団体)	14.20 %	19.20 %	25.0 %	350.0 %
財政再生基準 (財政再生団体)	20.00 %	40.00 %	35.0 %	

※実質赤字額、連結実質赤字額がないため、実質赤字比率、連結実質赤字比率は「—」で表示しています。



### 2. 資金不足比率

特 別 会 計 の 名 称	資 金 不 足 比 率	経 営 健 全 化 基 準
工業用水道事業会計	— %	20.0 %
上那賀病院事業会計	— %	
簡易水道事業会計	— %	
集落排水事業会計	— %	

※各特別会計とも資金不足額がないため、資金不足比率は「—」で表示しています。

### 実質赤字比率

・・・一般会計等の実質赤字が標準財政規模に占める割合

$$\text{実質赤字比率} (\%) = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 A (0)}}{\text{標準財政規模 C (6,576,148)}}$$

◎標準財政規模・・・地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入される経常的一般財源の規模  
(標準税収入額+普通交付税+地方譲与税)

### 連結実質赤字比率

・・・全会計(財産区事業会計は除く)の実質赤字が標準財政規模に占める割合

$$\text{実質連結赤字比率} (\%) = \frac{\text{連結実質赤字額 B (0)}}{\text{標準財政規模 C (6,576,148)}}$$

(単位：千円、%)

	実質収支額 又は 資金不足・剰余額	備 考
一般会計等 ①	641,413	
一般会計	609,823	(黒字)
ケーブルテレビ事業会計	31,590	(黒字)
公営事業(公営企業以外)に係る特別会計 ②	563,551	
国民健康保険事業会計	156,166	(黒字)
国民健康保険診療所事業会計	353,829	(黒字)
老人保健事業会計	—	
介護保険事業会計	53,556	(黒字)
公営企業に係る特別会計 ③	379,206	
工業用水道事業会計	32,581	(剰余)
上那賀病院事業会計	168,584	(剰余)
簡易水道事業会計	149,502	(剰余)
集落排水事業会計	28,539	(剰余)
実質収支額 A	641,413	(黒字) ①
連結実質収支額 B	1,584,170	(黒字) ①~③の計
標準財政規模 C	6,576,148	
実質赤字比率 (%)	—%	A ÷ C (黒字 △9.75%)
連結実質赤字比率 (%)	—%	B ÷ C (黒字 △24.08%)

※ 実質収支(A)又は連結実質収支(B)が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。その場合、指標では赤字でないため「—」と表示します。

実質公債費比率

・・・一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に占める割合

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均) (21.3\%)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金 A} + \text{準元利償還金 B}) - (\text{特定財源 C} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D})}{\text{標準財政規模 E} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D})}$$

(単位：千円、%)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	備 考
地方債の元利償還金 A	2,534,929	2,580,849	2,537,022	繰上償還額除く
地方債の準元利償還金 B	261,521	222,935	241,512	
一般会計等から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたもの	209,955	208,433	228,027	上那賀病院事業会計 簡易水道事業会計 集落排水事業会計 国民健康保険診療所事業会計
那賀町が加入している組合等の地方債の元利償還に充てた負担金	15,207	13,840	13,485	老人ホーム福寿草組合 海部消防組合
債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの	36,359	—	—	
一時借入金の利子	—	662	—	
特定財源 C	50,445	44,887	50,360	ふるさと融資貸付金償還金 公営住宅使用料
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D	1,660,214	1,706,707	1,704,328	各年度の普通交付税の基準財政需要額に算入された額
標準財政規模 E	6,673,274	6,614,437	6,576,148	
実質公債費比率 (%) (単年度)	21.65925% $\left( \frac{1,085,791}{5,013,060} \right)$	21.43944% $\left( \frac{1,052,190}{4,907,730} \right)$	21.01568% $\left( \frac{1,023,846}{4,871,820} \right)$	$\frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$
実質公債費比率 (%) (3カ年平均)	21.3%			

**将来負担比率**

・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な債務が標準財政規模に占める割合

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A (21,524,411)} - \text{充当可能財源等 B (17,614,720)}}{\text{標準財政規模 C (6,576,148)} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D (1,704,328)}}$$

(80.2%)

(単位：千円、%)

	金額	備考
将来負担額 A	21,524,411	
一般会計等の平成 19 年度末における地方債現在高	18,031,950	一般会計 ケーブルテレビ事業会計
一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額	1,700,358	上那賀病院事業会計 簡易水道事業会計 集落排水事業会計 国民健康保険診療所事業会計
那賀町が加入している組合等の地方債の元金償還に充てるための負担等見込額	77,454	老人ホーム福寿草組合 海部消防組合
退職手当支給予定額	1,714,649	一般会計等に属する特別職・職員が一斉に退職した場合
充当可能財源等 B	17,614,720	
充当可能基金額	3,992,830	財政調整基金・減債基金等
特定財源見込額	307,371	ふるさと融資貸付金償還金 公営住宅使用料
平成 19 年度末地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	13,314,519	平成 20 年度以降、普通交付税の基準財政需要額への算入見込額
標準財政規模 C	6,576,148	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D	1,704,328	平成 19 年度に普通交付税の基準財政需要額に算入された額
将来負担比率 (%)	80.2%	$\frac{A - B}{C - D}$

**資金不足比率** . . . 公営企業ごとの資金不足額が事業規模に占める割合

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 A}}{\text{事業の規模 B}}$$

特別会計の名称	資金不足比率	資金不足額・剰余額 A	事業の規模 B
工業用水道事業会計（法適用企業）	－%	32,581（剰余）	28,577
上那賀病院事業会計（法適用企業）	－%	168,584（剰余）	405,392
簡易水道事業会計（法非適用企業）	－%	149,502（剰余）	83,809
集落排水事業会計（法非適用企業）	－%	28,539（剰余）	51,661

- ◎資金不足の額 . . . 一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
- （法適用企業） 資金不足額＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
- （法非適用企業） 資金不足額＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

- ◎事業の規模 . . . 料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額
- （法適用企業） 事業規模＝営業収益の額－受託工事収益の額
- （法非適用企業） 事業規模＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額